議案第３３号

長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和８年３月６日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

人事院勧告の内容に準じて、町職員の通勤手当における駐車場代に係る支給要件等を定めるとともに、所要の改正を行うもの。

長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長与町職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第９条の３第１項第２号中「町長が」を「規則で」に改め、同条第２項第１号中「以下この号」を「次項」に、「という。）。」を「という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第２号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「６６，４００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第３号中「町長が」を「規則で」に改め、「（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第３項を次のように改める。

３　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号及び第６項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、５，０００円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

第９条の３第７項中「町長が」を「規則で」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び前項第１号に定める額の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２７条第２項中「第７項」を「第８項」に改める。